

2020年12月8日

株主各位

東京都渋谷区南平台町2番17号

株式会社 Amazia

代表取締役社長 佐久間 亮輔

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆さまの安全と健康を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、何卒お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2020年12月23日（水曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
2. 場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス4A
3. 目的事項
報告事項 第11期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://amazia.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://amazia.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<株主の皆さまへ>

新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、会場におきまして以下の対策をいたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・当日ご出席の際にはマスク着用でご来場ください。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけして入場をお控えいただくことがございます。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、入場の際には手指の消毒にご協力ください。
- ・会場内は座席の間隔を広げて座席数を減らす予定のため、会場席数に限りがあり、当日入れなくなる可能性があります。万が一お席をご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますよう、お願い申し上げます。

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令され、経済活動が大きく制限される中、企業収益や個人消費等の停滞に加えて、雇用情勢や設備投資も弱含みになる等、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言が解除された後も、雇用・所得環境の悪化は続いており、国内外ともに個人消費や企業収益の回復も先行き不透明な状態となっております。

総務省「令和元年通信利用動向調査」(2020年5月公表)によると、2019年末時点でスマートフォンを保有する世帯の割合は83.4%(前年比5.3%増)と初めて8割を超えており、電子書籍の市場環境は、スマートフォン・タブレット端末ユーザーの増加を背景に拡大が続いております。インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2020」によると、2019年度の電子出版市場規模は3,750億円と推計され、2018年度の3,122億円から20.1%増加し、2024年度には2019年度の約1.5倍の5,669億円程度に拡大すると予測されています。また、2019年度のマンガアプリ広告収益市場規模は、210億円と推計され、2018年度の167億円から25.7%増加しました。2020年度には2019年度の28.6%増の270億円に拡大すると予測されており、アプリでマンガを楽しむユーザーは、引き続き増加傾向にあります。

一方で、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による広告市況の悪化に伴い、マンガアプリにおける広告収益単価が下落しております。

このような市場環境の中で、「マンガBANG!」の主力であるプレミアムモデル(注)のコーナーにおいて、配信される作品の差別化を図るために、オリジナル作品の創出や出版社との信頼関係を深化させ、先行配信や人気作品の配信数の増加に努めてきました。また、「マンガBANG!」の収益力が好調に推移したため、成長期と捉え積極的かつ効率的な広告宣伝による先行投資を行いました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,524,525千円(前年同期比122.2%増)、営業利益は1,097,993千円(前年同期比163.8%増)、経常利益は1,084,693千円(前年同期比173.6%増)、当期純利益は750,264千円(前年同期比147.6%増)となりました。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(注) フリーミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は4,698千円であり、その主な内容は、パソコン、ネットワーク機器等の設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において新株予約権の行使により普通株式が49,200株増加し、35,130千円の資金を調達しております。

(4) 対処すべき課題

スマートフォンを取り巻く環境は、技術進歩が非常に早く、また、市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような環境の中、当社は、マンガアプリ事業においてアプリ開発力とマネタイズ力で、事業規模を成長させ、収益拡大を実現して参りました。

当社は、今後においてもこれまで培ったビジネス構築力を基盤に、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへも経営資源を投下し、高い成長率を確保することに加え、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インターネット広告市場の景況の悪化に伴う広告収益単価の下落等、更なる経済環境の悪化も懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くと見込んでおります。

これらの課題に対処するために、当社は対処すべき課題として以下の施策に取り組んで参ります。

① 「マンガBANG!」の差別化

「マンガBANG!」は作品数・ジャンルの充実、機能拡充により、他社との差別化を図った結果、MAU（月間アクティブユーザー）は増加しており、今後も業績拡大に寄与することと見込んでおります。一方で電子コミック市場は拡大を続けているものの、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって、電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。

当社は、このような状況下においても、さらに「マンガBANG!」の魅力を高めるため、オリジナル作品の制作・配信を積極的に行うことで、差別化を進める施策に取り組んで参ります。

② 周辺ビジネスの拡大

当社は、設立以来、変化の速いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業にチャレンジして参りました。今後、中長期での成長を実現するために、マンガアプリ事業領域において蓄積した知見やノウハウ等を活用し、迅速かつ効率的に周辺事業への拡大にチャレンジして参ります。

現在は主力の「マンガBANG!」の運営の他、2020年6月には女性向けエンタメアプリ「Palfe」のサービス提供を開始とオリジナルマンガ制作に着手しております。オリジナルマンガ制作については、(a) 出版社と協業して人気作品の制作、(b) 異世界転生系等の小説のコミカライズ、(c) 当社オリジナル作品を制作し、「マンガBANG!」を通じた販売に加え外販も行っていく方針です。

③ 海外展開への対応

当社は、日本が誇るコンテンツといえる「マンガ」や「アニメ」を成長著しい世界のスマートフォンアプリ市場へ迅速に展開することが、一層の事業拡大を目指す上で重要であると認識しております。また、日本のマンガ、アニメの海外市場規模が、コンテンツの認知度と比較して小さいと当社は考えております。

そのため、当社は、今までに培った開発ノウハウや出版社等との関係を元に、海外市場に向けてマンガやアニメ関連情報を扱ったサービス展開する計画を進めております。

④ 新規ビジネスの立上げ

当社は、将来的にはマンガアプリ事業から創出される利益を、スキマ時間を楽しくする新たなサービス、事業の創出に向けて、単一事業への偏重によるリスクを抑制し、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できるビジネスポートフォリオの構築にも注力して参ります。

⑤ M&Aの活用

新規事業及びマンガアプリ事業の拡大のためには、M&Aも有効手段であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社事業とのシナジーを十分に検討した上で、積極的に取り組んで参ります。

⑥ サービス・企業認知度の向上

当社が継続的な企業価値の向上を実現するためには、ユーザー、取引先、人材の獲得が必要です。これらの獲得活動をより効率的に進めるため、当社及び当社サービスの持つ強み・サービスの健全性・ガバナンス体制等を戦略的に発信し、認知度及びコーポレートブランドを向上させて参ります。また、引き続きプロモーション・広報活動を積極的に推進して参ります。

⑦ システム基盤の強化

当社は、スマートフォンアプリをApple Inc. のiOS搭載端末向け及びGoogle Inc. のAndroid搭載端末向けに展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、各種アプリを運営する上では、ユーザー数増加に伴う負荷分散やユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取組みを継続していく方針であります。

また、当社は、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。そのため、各々の技術革新の普及の進展を見ながら、柔軟な対応を図っていく方針であります。

⑧ 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、グローバルに活躍出来る優秀な人材の採用に取り組んで参ります。

組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持・向上するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取組みを引き続き継続していく方針であります。

また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

⑨ 知的財産権の侵害への対応について

当社は、著作権等の権利を著しく阻害する海賊版サイト（注）によって生じる機会損失が当社の業績に影響を及ぼす可能性があると認識しております。そのため、海賊版サイトの根絶に向けて、出版社、電子書店、関係者と協調して対策を協議実行するとともに、法制度整備ならびに著作権教育の推進に努めて参ります。

（注）海賊版サイト：著作権を侵害し、無断でインターネット上でコンテンツを公開しているサイト

⑩ 新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、2020年4月に政府が発令した緊急事態宣言により電子書籍を利用する人が増加しユーザー数が増加した一方で、各企業からの広告出稿の減少により広告収益単価が下落しました。新型コロナウイルス感染症が当社の財政状態及び経営成績に与える影響は、現時点において限定的なものではありますが、先行きは不透明な部分もあり、継続して注視して参ります。

当社では、従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、テレワークの推奨、オンラインツールを活用した打合せの推進及び時差出勤の推奨等、感染リスク低減のための措置を実施しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第8期 2017年9月期	第9期 2018年9月期	第10期 2019年9月期	第11期 (当事業年度) 2020年9月期
売 上 高	1,171,086 千円	1,375,500 千円	3,386,580 千円	7,524,525 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△27,321 千円	77,337 千円	396,443 千円	1,084,693 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△29,254 千円	94,951 千円	303,027 千円	750,264 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△5.00 円	15.91 円	46.77 円	112.33 円
総 資 産	410,025 千円	565,159 千円	1,613,255 千円	3,106,918 千円
純 資 産	196,931 千円	308,132 千円	965,007 千円	1,800,970 千円
1株当たり純資産額	33.18 円	51.05 円	145.60 円	260.87 円

(注) 2017年3月15日付で普通株式1株につき10株、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

事業区分	事業内容
マンガアプリ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーミアム型マンガアプリ/webサービス「マンガBANG!」の運営 ・女性向けマンガ、エンタメ情報アプリ「Palfe」の運営 ・マンガ投稿サービス「マンガEpic!」の運営

(8) 主要な営業所 (2020年9月30日現在)

① 本 社：東京都渋谷区南平台町2番17号

(9) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25 名	9 名増	34.3 歳	1.92 年

(注) 上記のほか、臨時従業員3名(期中平均)がおります。

(10) 主要な借入先及び借入額（2020年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,205千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年9月30日現在）

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,710,200株（自己株式224株含む） |
| (3) 株主数 | 4,879名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
佐久間亮輔	2,400,000株	35.8%
江口元昭	1,600,000株	23.8%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	156,300株	2.3%
株式会社メディアドゥ	140,000株	2.1%
江口弘尚	111,600株	1.7%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	82,900株	1.2%
株式会社マイナビ	80,000株	1.2%
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	49,700株	0.7%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	49,322株	0.7%
株式会社VOYAGE VENTURES	47,800株	0.7%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（224株）を控除して計算しております。
2. 2020年4月17日及び2020年8月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ティーアイイーエー・シーアールイーエフ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー及びその共同保有者1社が437,599株(株券等保有割合6.5%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末における実質保有株式数を確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数を12,000,000株から24,000,000株に変更しております。
- ② 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は3,346,900株増加しております。
- ③ 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が、49,200株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務の対価として交付した新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数
705個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 282,000株（新株予約権1個につき400株）
- (注) 2020年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。
- ・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価格)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第4回 (180,000円)	2019年11月1日 ～2027年9月30日	128個	1名
	第5回 (180,000円)	2020年8月2日 ～2028年6月30日	270個	2名
社外取締役	第4回 (180,000円)	2019年11月1日 ～2027年9月30日	8個	1名
監査役	第3回 (150,000円)	2019年4月1日 ～2027年2月28日	5個	1名
	第4回 (180,000円)	2019年11月1日 ～2027年9月30日	35個	3名

- ・新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。
- なお、当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる旨定めております。この場合、当該新株予約権は無償で取得できます。
- i 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
 - ii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記 i は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。
 - iii 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
 - iv 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
 - v 新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - vi その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

決議年月日	2019年11月15日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個)	270(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,345(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年12月3日 至 2026年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,345 資本組入額 1,172.5
新株予約権の行使の条件	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記①は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。
- ③ 新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
- ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

第6回有償新株予約権

2019年11月15日開催の取締役会決議に基づいて、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して発行した新株予約権（有償ストックオプション）を発行しました。本新株予約権の概要は次のとおりであります。

決議年月日	2019年11月15日 (第6回有償新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	400(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,345(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年1月1日 至 2026年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,345 資本組入額 1,172.5
新株予約権の行使の条件	(注)3

※新株予約権1個につき4,000円で有償発行しています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2021年9月期から2024年9月期までの4事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に記載される、全ての事業年度で売上高が一度も50億円を下回ることなく、かつ、いずれかの事業年度で売上高が100億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続人に上記②は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐久間 亮 輔	
取締役 CTO	江 口 元 昭	
取締役 CFO	神 津 光 良	
取締役	村 野 慎 之 介	株式会社東京通信 取締役 株式会社テクノロジーパートナー 取締役
取締役	中 野 玲 也	森・濱田松本法律事務所 弁護士
常勤監査役	小 泉 妙 美	
監査役	阿 曾 友 淳	株式会社城南進学研究社 取締役（監査等委員） trippla株式会社 監査役 株式会社ユビキタスAIコーポレーション 監査役
監査役	成 川 弘 樹	ネクセル総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役村野慎之介氏及び取締役中野玲也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役村野慎之介氏は東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 監査役小泉妙美氏及び監査役阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野玲也氏及び監査役成川弘樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する幅広い専門的知見を有するものであります。
5. 取締役中野玲也氏は、2019年12月25日開催の第10期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役村野慎之介氏、中野玲也氏、監査役小泉妙美氏、阿曾友淳氏及び成川弘樹氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2)	50,700千円 (7,350)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3)	13,500千円 (13,500)
合計 (うち社外役員)	8名 (5)	64,200千円 (20,850)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年7月31日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分を除く。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年9月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 村野慎之介氏は、株式会社東京通信、株式会社テクノロジーパートナーの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役 中野玲也氏は、森・濱田松本法律事務所のアソシエイトであります。当社と兼職先の森・濱田松本法律事務所に所属している他の弁護士と法律顧問契約を締結しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の売上高からみて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。

監査役 阿曾友淳氏は、株式会社城南進学研究社の取締役（監査等委員）、trippla株式会社、株式会社ユビキタスAIコーポレーションの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 成川弘樹氏は、ネクセル総合法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村野 慎之介	当事業年度に開催された取締役会19回中19回出席し、主に経営者としての豊富な経験を通じて培った専門的な知見からの発言を適宜行っております。
取締役	中野 玲也	取締役就任後に開催された取締役会14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。
監査役	小泉 妙美	当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会13回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。
監査役	阿曾 友淳	当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会13回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。
監査役	成川 弘樹	当事業年度に開催された取締役会19回中19回、監査役会13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的な知見からの発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役中野玲也氏は、2019年12月25日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって当社の社外取締役に就任しました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備を基本方針として定め、取締役会において決議しております。

内部統制システム構築の基本方針

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理・コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - 2) 倫理・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - 3) 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。
 - 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
 - 2) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクの網羅的、総括的な管理を行う。
 - 2) 新たに発生したリスクについては、リスク管理規程に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。
 - 3) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - 2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - 3) その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
 - 4) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- 1) 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
 - 2) 取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役が補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
 - 2) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - 3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告する。
 - 2) 前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - 3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - 2) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑨ 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - 2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する取組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

② コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに係る教育は「コンプライアンス委員会」における会議体での説明や、役職員及び階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の社内研修を実施することにより、法令及び定款の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。

③ リスク管理に関する取組み

リスク管理規程に基づき、当社の企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について必要な検討をいたしました。

④ 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取組み

業務執行に係る重要案件については、経営会議規程に基づき、取締役会へ上程する前段階として、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。

⑤ 内部監査に関する取組み

当社の内部監査担当者によって、各部門への内部監査を実施いたしました。

⑥ 監査役への情報提供への取組み

当社では、代表取締役と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的な会合を開催し、両者での意見交換を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,924,562	流動負債	1,305,947
現金及び預金	1,693,930	買掛金	353,579
売掛金	1,201,833	1年内返済予定の長期借入金	3,205
コンテンツ	8,216	未払金	450,863
前払費用	14,194	未払費用	23,163
その他	6,386	未払法人税等	357,529
固定資産	182,356	前受金	113,189
有形固定資産	11,806	預り金	3,018
建物	5,953	賞与引当金	1,400
工具器具備品	5,852	負債合計	1,305,947
投資その他の資産	170,549	(純資産の部)	
長期前払費用	1,533	株主資本	1,750,402
敷金及び保証金	83,781	資本金	356,089
繰延税金資産	85,235	資本剰余金	352,375
		資本準備金	352,375
		利益剰余金	1,042,193
		その他利益剰余金	1,042,193
		繰越利益剰余金	1,042,193
		自己株式	△256
		新株予約権	50,568
		純資産合計	1,800,970
資産合計	3,106,918	負債・純資産合計	3,106,918

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		7,524,525
売上原価		4,730,248
売上総利益		2,794,276
販売費及び一般管理費		1,696,283
営業利益		1,097,993
営業外収益		
受取利息	12	
受取手数料	1,340	
物品売却益	205	1,557
営業外費用		
支払利息	75	
為替差損	11,739	
株式交付費	162	
新株予約権発行費	2,860	
その他	20	14,857
経常利益		1,084,693
税引前当期純利益		1,084,693
法人税、住民税及び事業税	384,184	
法人税等調整額	△49,756	334,428
当期純利益		750,264

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式			株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
2019年10月1日残高	338,524	334,810	334,810	291,929	291,929	△256	965,007	—	965,007
事業年度中の変動額									
新株の発行	17,565	17,565	17,565				35,130		35,130
当期純利益				750,264	750,264		750,264		750,264
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								50,568	50,568
事業年度中の変動額合計	17,565	17,565	17,565	750,264	750,264	—	785,394	50,568	835,962
2020年9月30日残高	356,089	352,375	352,375	1,042,193	1,042,193	△256	1,750,402	50,568	1,800,970

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社Amazia
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 勇 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Amaziaの2019年10月1日から2020年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

株式会社Amazia 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

社外監査役

小 泉 妙 美 印

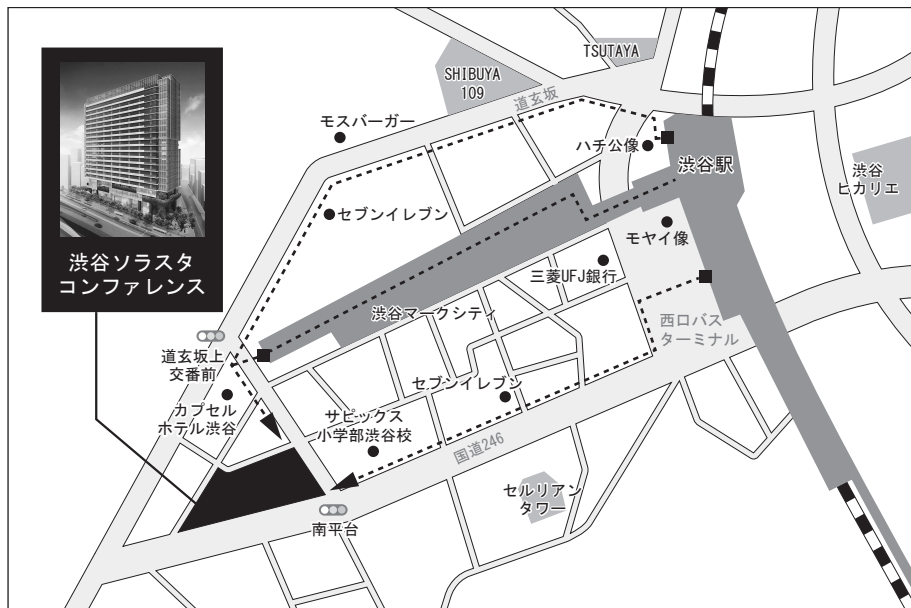
阿 曾 友 淳 印

成 川 弘 樹 印

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス4A



交通：J R 山手線 / J R 埼京線 / 東京メトロ銀座線 / 東京メトロ半蔵門線 /
東京メトロ副都心線 / 東急東横線 / 東急田園都市線 / 京王井の頭線
各線 渋谷駅

J R 渋谷駅「西口」から徒歩6分

J R 渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

J R 渋谷駅直結 渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。